

議案第12号

鳥取県行政財産使用料条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県行政財産使用料条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政財産使用料条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県行政財産使用料条例の一部改正）

第1条 鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
1 略					1 略				
2 建物その他の工作物					2 建物その他の工作物				
区分			使用料		区分			使用料	
			単位	金額				単位	金額
略					略				
その他の 場合	県庁舎	講堂	1時間	<u>2,740円</u>	その他の 場合	県庁舎	講堂	1時間	<u>2,850円</u>
		講堂以 外の部 分	使用面積1 平方メート ルにつき1 時間	6円			講堂以 外の部 分	使用面積1 平方メート ルにつき1 時間	6円
	東部庁舎及び警察本部庁舎	6円		東部庁舎及び警察本部庁舎	6円				
	県庁舎、東部庁舎 及び警察本部庁舎 （以下「県庁舎 等」という。）以 外の建物	非木造		6円	県庁舎、東部庁舎 及び警察本部庁舎 （以下「県庁舎 等」という。）以 外の建物	非木造	6円		
		木造		3円		木造	3円		
	プール			1時間	<u>7,940円</u>	プール			1時間
略					略				
備考					備考				
1～6 略					1～6 略				

7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。

- (1) 県庁舎等 1月につき1,010円
 - (2) 非木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき820円
 - (3) 略
- 8～10 略

7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。

- (1) 県庁舎等 1月につき1,040円
 - (2) 非木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき830円
 - (3) 略
- 8～10 略

（鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第17条関係）				別表第2（第17条関係）			
1 略				1 略			
2 建物その他の施設				2 建物その他の施設			
区分		単位		区分		単位	
略				略			
その他の施設	月を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1月につき	<u>820円</u>	その他の施設	月を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1月につき	<u>830円</u>

略
備考 略

略
備考 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。